

## 業務効率化計画提出の際の留意事項

## (1) 「業務効率化計画」の書類様式等

- 病院が本事業の申請を行うに当たって提出いただく「業務効率化計画」の書類様式を別紙1のとおりとします。別紙1に入力した内容を別紙1-2に転記していただくようお願いします。
- また、本事業の補助を受けることとなった病院については、厚生労働大臣が別途定める業務効率化に関するデータを厚生労働省に提出していただくこととしていますが、当該データの項目を別紙2のとおりとします。なお、データの提出方法は別途お示しします。
- 本事業の補助を受けることとなった病院の取組の内容やその成果については、厚生労働省から公表いたします。

## (2) 今後のスケジュール

5月下旬 病院からの申請受付開始

**7月3日(金) 各病院→県への申請受付期限**

7月下旬 申請のあった病院の計画書等を厚生労働省へ提出

8月上旬以降 補助対象病院を選定、厚生労働省から各都道府県に伝達

## (3) 申請に当たっての留意点

- 実施要綱においてお示ししたとおり、本事業の対象となる病院は、「要件を満たし、その内容が本事業の趣旨に合致していると厚生労働大臣が認めたもの」としており、「都道府県の意見や実情も踏まえて厚生労働大臣が選定する」としています。

今般、取組意向調査において、国予算額を大幅に上回る取組意向が示されたことから、**本事業の補助対象となる病院数は相当程度限定されることになり、今回、業務効率化計画を提出いただいたとしても大多数の病院は補助の対象とすることができない見込みです。**

- 本事業の申請に当たっては、定量的な効率化目標の設定を含む「業務効率化計画」の策定や管理者が委員長となる「業務効率化推進委員会」の設置等が必要となり、**補助を受けることとなった病院には、厚生労働大臣が定めるデータの提出を求めるほか、目標達成に関して厚生労働省の評価を受けていただくこととなります。その上で、評価の結果、成果が認められなかった場合には、補助金の返還を求める場合がある**としております。また、補助を受けることとなった病院の取組の内容やその成果については、厚生労働省から公表いたします。
- 本事業の補助対象となる経費は実施要綱及び関連のQ&Aでお示ししております。電子カルテの更新費用や単なるPCの入れ替え費用のほか、導入するICT機器等の運用・保守費用等のランニングコストは補助対象外です。
- 「1病院当たりの補助額を小さくして補助対象病院数を増やすことは、業務効率化の成果を減じることになりかねないため行わないこと」と国から示されております。